

宮医発第 1053 号
令和 5 年 9 月 14 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症における現下の病床ひっ迫への対応について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、標記の件について、宮城県新型コロナウイルス感染症移行期医療調整本部より別紙のとおり通知がありましたので、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員へのご周知方につきまして、ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

担当：総務部総務課
TEL 022-227-1591
FAX 022-266-1480
E-mail: mma@miyagi.med.or.jp

(電子メール施行)

令和5年9月11日

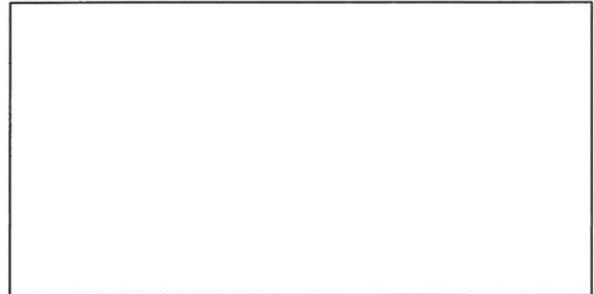
宮城県医師会長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症移行期医療調整本部

新型コロナウイルス感染症における現下の病床ひっ迫への対応について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり医療機関宛て通知していますので御承知いただくとともに、郡市医師会宛て周知いただきますようお願いいたします。



各医療機関の長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症
移行期医療調整本部長 張替 秀郎

新型コロナウイルス感染症における現下の病床ひっ迫への対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症（以下 COVID-19）患者への診療対応及び医療機関同士での入院調整等につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、COVID-19 について、本県では定点医療機関当たり患者報告数が 32.54 人（8/28～9/3）と、全国の中でも高い水準で感染拡大が続いています。令和 5 年 9 月 5 日に開催した COVID-19 対応病院長等会議においても、感染拡大に伴う入院患者の急増や院内感染、回復後患者の転院調整困難等により病床がひっ迫し、COVID-19 だけでなく一般救急患者についても入院受入れ体制に目詰まりが発生していることが報告されたところです。

ご承知の通り COVID-19 は令和 5 年 5 月から五類感染症に変更され、特定の医療機関でのみ診療する感染症ではなくなっています。実際に東北大学病院では、COVID-19 専用病棟を廃止し一般個室で入院診療を行っており、外来についても、有症状者対応の「発熱外来」を廃止し、PCR 検査は各診療科ブースで対応しています。また、感染した職員の休業期間も季節性インフルエンザ相当の 5 日間としています。COVID-19 患者感染対策については、これまでの「飛沫＋接触感染対策」から現在は「飛沫感染対策のみ」とし、必要な防護具も「アイシールド＋サージカルマスク＋ガウン＋手袋」から「サージカルマスクのみ（患者がマスクをつけられない場合はアイシールドを追加）」としています。

つきましては以上の状況を鑑み、下記について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

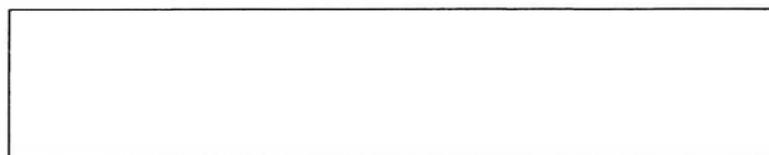
記

1 病床ひっ迫への対応について

- ・確保病床がない医療機関においても、自院で発生した COVID-19 患者の継続治療はもとより、他医療機関や救急隊からの入院要請に対しても最大限の対応をお願いいたします。
- ・新型コロナ回復後も入院管理が必要な患者の転院受入に御協力をお願いします。
- ・関係医療機関におかれましては、国の医療機関等情報支援システム（G-MIS）に直近の受入可能病床や回復後患者受入等の情報の随時入力をお願いいたします。

2 入院受入調整困難時の行政による支援

COVID-19 患者の重症度に関わらず、まずは医療機関同士での調整をお願いしているところですが、入院受入調整困難時の行政による支援については、別添「令和 5 年 6 月 28 日付け新型コロナウイルス感染症移行期医療調整本部通知」を参照願います。なお、10 月以降の対応については、国の方針が示され次第御連絡いたします。



(電子メール施行)

令和5年6月28日

各医療機関の長 殿
(仙台医療圏を除く)

宮城県新型コロナウイルス感染症
移行期医療調整本部長 張替 秀郎

「新型コロナ医療機関情報センター」の取扱いの変更について (通知)

新型コロナウイルス感染症患者への診療対応につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日以降の入院調整については、通常医療と同様に医療機関間での調整を基本とする仕組みへと移行し、調整に当たっては、国の医療機関等情報支援システム(以下「G-MIS」という。)を御活用いただくこととしていますが、G-MISを閲覧できない環境にある医療機関を支援するため、県と仙台市ではG-MIS上の受入可能病床等の情報を提供する「新型コロナ医療機関情報センター(以下「センター」という。)」を設置しているところです。

こうした中、センターを開設して約2か月が経過しますが、センターのこれまでの相談対応実績は極めて低調に推移しており、特に土日祝日については皆無に等しい状況が続いております。このため、7月1日から下記1のとおりセンターの対応日時を変更しますので承知願います。

なお、入院受入調整困難時の行政による支援については、引き続き下記2のとおり土日祝日を含め実施しますので、併せて承知願います。

記

1 新型コロナ医療機関情報センターの運営について

	変更後	変更前
対応日時	<u>平日</u> 8:30~17:00	<u>土日祝日含む</u> 8:30~17:00
提供情報	受入可能病床のある医療機関に関する情報	
連絡先	仙台市以外に所在する医療機関: 022-211-3522	

変更年月日: 令和5年7月1日から当面の間

2 入院受入調整困難時の行政による支援について

保健所への相談は「中等症Ⅱ以上」かつ複数の入院受入医療機関に打診しても受け入れ先が決まらない場合や、「中等症Ⅱ以上」かつ複数の入院受入医療機関に打診しても受け入れ先が決まらない妊婦・小児・透析の相談が対象となります。

なお、保健所等へ御相談いただく際は、患者情報を行政と共有することについて、患者の同意取得が必要となりますので御留意ください。



(電子メール施行)

令和5年6月28日

仙台医療圏各医療機関の長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症
移行期医療調整本部長 張替 秀郎

「新型コロナ医療機関情報センター」の取扱いの変更について（通知）

新型コロナウイルス感染症患者への診療対応につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日以降の入院調整については、通常医療と同様に医療機関間での調整を基本とする仕組みへと移行し、調整に当たっては、国の医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）を御活用いただくこととしていますが、G-MISを閲覧できない環境にある医療機関を支援するため、県と仙台市ではG-MIS上の受入可能病床等の情報を提供する「新型コロナ医療機関情報センター（以下「センター」という。）」を設置しているところです。

こうした中、センターを開設して約2か月が経過しますが、センターのこれまでの相談対応実績は極めて低調に推移しており、特に土日祝日については皆無に等しい状況が続いております。このため、7月1日から下記1のとおりセンターの対応日時を変更しますので承知願います。

なお、入院受入調整困難時の行政による支援については、引き続き下記2のとおり土日祝日を含め実施しますが、連絡先が下線のとおり変更となりますので、併せて承知願います。

記

1 新型コロナ医療機関情報センターの運営について

	変更後	変更前
対応日時	<u>平日</u> 8:30～17:00	<u>土日祝日含む</u> 8:30～17:00
提供情報	受入可能病床のある医療機関に関する情報	
連絡先	仙台市内に所在する医療機関 : 022-214-8744 仙台市以外に所在する医療機関 : 022-211-3522	

変更年月日：令和5年7月1日から当面の間

2 入院受入調整困難時の行政による支援について

当面の間（最長9月末）、県・仙台市が共同設置する「新型コロナウイルス感染症移行期医療調整本部」による入院調整を継続しますので、以下に該当する場合に御相談いただくことが可能です。

「移行期医療調整本部」による入院調整のための病床は、日中1床・夜間2床となります。やむを得ない場合の緊急避難的な調整に限定されるため、御相談いただいても調整できない場合があることをあらかじめ御了承願います。

<相談要件>

- ・「中等症Ⅱ以上」かつ「3か所程度」の入院受入医療機関に打診しても受け入れ先が決まらない場合
- ・「中等症Ⅱ以上」かつ「3か所程度」の入院受入医療機関に打診しても受け入れ先が決まらない妊婦・小児・透析の相談
- ・患者情報を行政と共有することについて、患者の同意が得られていること

